

平成19年6月14日

1.出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係長 松尾和久  
議事係員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	代	裕	志
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員事務局	局長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	局長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 6 号

6月14日(木)10時開議

日程第1	第5号議案	専決処分の承認について(平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第1回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第2	第6号議案	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第3	第7号議案	武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第4	第8号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第5	第9号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第6	第10号議案	平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第7	第11号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第8	第12号議案	平成19年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第9	第13号議案	武雄市総合計画基本構想について(質疑・武雄市総合計画基本構想審査特別委員会設置付託)
日程第10	第14号議案	東川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第11	報告第1号	専決処分の報告について(質疑)
日程第12	報告第2号	平成18年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第13	報告第3号	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第14	報告第4号	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第15	報告第5号	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第16	報告第6号	平成18年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算計

算書の報告について（質疑）

日程第17	報告第7号	平成18年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について（質疑）
日程第18	報告第8号	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について（質疑）
日程第19	報告第9号	平成18年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第20	報告第10号	平成18年度武雄市財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）
日程第21	報告第11号	専決処分の報告について（質疑）

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第13号議案、第14号議案及び報告第9号、報告第10号、報告第11号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1．第5号議案 専決処分の承認について（平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回））を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

おはようございます。ただいまありました第5号議案 専決処分の承認について（平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回））でございます。これについて補足説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。この専決処分は、平成18年度武雄市老人保健特別会計で歳出決算見込みに対しまして、歳入見込みで7,549千円の不足が生じたので、これに伴い平成19年度の武雄市老人保健特別会計の補正予算を専決させていただくものでございます。

老人保健特別会計の財源につきましては、後期支払基金で賄うことになっており、次年度に精算されることになっております。平成18年度の老人医療費の確定によりまして、歳入歳出それぞれ7,549千円の不足額が生じたので補正を行っております。

今回の専決処分によりまして、平成19年度の武雄市老人保健特別会計の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,417,324千円といたしております。

それでは、予算書の説明をいたします。

予算書説明の(2)ページ、歳出でございますけれども、第5款・前年度繰上充用金7,549千円、ただいま御説明申し上げました平成18年度の歳入の不足を補うものでございます。

(3)ページの歳入でございますが、1目・医療費負担金に過年度、国庫医療費負担金、18年度精算金として計上しております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第5号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第5号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第5号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2・第6号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第6号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書3ページ、新旧対照表1ページでございます。

本条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部改正に伴い、別表第2中、選挙関係特別職の職員の報酬を改正するものでございます。改正内容は議案書3ページのとおり、選挙長以下、開票立会人の日額報酬をそれぞれ100円ずつ引き下げるものでございます。なお、施行日は平成19年7月1日といたしておりますので、7月の参議院議員選挙からこの報酬日額を適用することになります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第6号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3．第7号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第7号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書5ページ、新旧対照表2ページでございます。

この条例の一部改正につきましては、雇用保険法の改正に伴うものでございます。まず、雇用保険法は社会保険制度として広く適用されるべき制度でございますが、一部のものを除き、公務員はその適用を除外されております。よって、退職手当額が雇用保険法による失業給付相当額に満たない場合は、その差額を退職手当として追加支給することになりますが、今回雇用保険法における失業給付の受給資格要件が勤続六月以上から勤続十二月以上に改正されますので、これに合わせ条例の一部を改正するものです。また、船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されますことから、条例中、給付対象外の規定において船員保険法の文言が不要となりますので、これを削除しております。

なお、この条例の施行日は第1条関係を平成19年10月1日とし、第2条及び附則第3条の規定を平成22年4月1日としております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第7号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4．第8号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第8号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。議案書の7ページでございます。

武雄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が第166回通常国会において可決、成立、3月30日をもって、法律第4号として公布、4月1日

施行となりました。その中で、4月1日から適用するものについては専決処分させていただき、4月の臨時議会で承認をいただいております。

今回は、同法律の公布にかかわるもので、平成19年9月以降、施行予定分について、市税条例の改正をお願いいたしております。お手元に配付いたしております議案参考資料5ページの新旧対照条文を御参照いただきたいと思います。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

まず、第23条第1項及び第3項につきましては信託法の改正により、法人課税信託の引き受けを行う個人を法人とみなし、法人税割額を賦課する改正でございます。

第31条第2項につきましては、法人市民税の均等割に関する条文の整備に伴う改正でございます。

次の附則第17条の2第3項につきましては、長期譲渡所得の課税の特例に関する租税特別措置法の改正に伴う条文の整備による改正でございます。また、附則第19条の2第1項につきましては、証券取引法が金融商品取引法に題名改正されたことに伴う条文の整備による改正でございます。

次に附則でございますが、今回改正分の施行期日を定めております。なお、第23条及び第31条第2項の改正については、信託法の施行の日から附則第19条の2第1項の改正については、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日からの施行となっております。

以上で第8号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第8号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）

皆さんおはようございます。その第8号議案の中で、今、部長のほうから説明がありましたけれども、どういうものなのか具体的にわからんところがありますので、二、三お聞きしたいと思いますけれども「法人課税信託の引受けを行うもの」、これは具体的にどういう法人なのか。それがいわば武雄市の条例にこれに加わっていくわけですから、そこら辺説明をいただきたいと思います。法人税割額を設定するとありますけれども、具体的にどういう団体でどういう程度の税収を見込めるのか、そこら辺をわかっていれば答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

「法人課税信託の引受けを行うもの」というのは、財産の所有者から財産、信託財産でござ

ざいますけれども、これの移転を受け、契約に定められた目的に従い、その財産を管理、運用、処分するもので、一般的に受託者ということになります。法人課税信託とは、信託財産から生じる所得に対して受託者に法人税が課税される信託でございます。また、信託財産とは、信託のため受託者に移転された財産と運用の結果を生じた財産のすべてを信託財産というふうに言われております。

次に、信託できる財産の種類といたしましては、金銭、有価証券、動産、土地、建物、金銭債権、知的財産などがございます。税額については把握をしておりません。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5．第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ55,040千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ18,899,276千円とするものでございます。

それでは、主な内容について補正予算説明書のほうで説明をさせていただきます。

まず、歳出についてでございます。

予算説明書の(7)ページからでございます。

2款．総務費、1項．総務管理費、4目．財産管理費では、郵政公社分固定資産税相当額負担金をお願いいたしております。これは、郵政公社が本市に納めることとなります旧かんぼの宿にかかわる平成19年度固定資産税のうち、11カ月分に相当する額を旧かんぼの宿を購入する際の契約に基づき、郵政公社に支払うものでございます。

7目．災害対策費では、地域安心安全ステーション整備モデル事業補助金として、市内3地区の自主防災組織における防災用機材の購入に対する補助を行うものでございます。

(8)ページ、2項．企画費、1目．企画総務費では、市政アドバイザー2名分に要する経費をお願いしております。

2目．地域振興費では、空家バンク管理運営業務委託料をお願いいたしております。これは、若木町、武内町及び西川登町における空き家を有効活用するため、空き家情報登録制度、



空家バンクを市のほうで設置し、その管理運營業務をお願いするものでございます。このほか、ふるさと創生人づくり・まちづくり補助金の減額を行っておりますが、これは教育費、中学校費の九州大会等選手派遣事業補助金への組み替えを行うものでございます。

3目・市民活動費では、地元素材を使用した地産地建の住環境づくりを計画されている市内の特定非営利活動法人が佐賀県まちづくり活動支援制度に事業採択されましたので、県の制度に基づき、所要の額をお願いするものでございます。

次に、3款・民生費、1項・社会福祉費、4目・更生援護費では、北方町のつくしの里の整地等の工事費のほか、障害者自立支援のための特別対策事業に要する経費をお願いいたしております。

(9)ページ、2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費では、本庁1階に子育て世代の親子の交流の場としてつどいの広場を設けるための経費をお願いいたしております。

(10)ページ、4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費では、食育推進計画の策定に要する経費のほか、食育事業を推進するための経費をお願いいたしております。

6款・農林業費、1項・農業費、3目・農業振興費では、レモンガラスの苗の購入、生育等に要する経費をお願いいたしております。

5目・農地費では、農地・水・環境保全対策事業につきましては、当初予算において負担金としてお願いしておりましたが、県の指導により補助金として取り扱うことになったため、負担金から補助金に変更するとともに、対象農地の拡大に伴う事業費の増をお願いいたしております。

(11)ページの7款・商工費、1項・商工費、3目・観光費では、TAIZO+TAKEO展に対する補助をお願いいたしております。

10款・教育費、1項・教育総務費、3目・学校教育総務費では、当初予算でお願いいたしておりました不登校対策ネットワーク事業にかかわる事業として、問題を抱える子供等の自立支援事業が創設されましたので、これに要する経費をお願いいたしております。

(14)ページ、5項・社会教育費、2目・公民館費では、地域コミュニティ活性化事業費補助金をお願いするとともに、4目・図書館費では、図書館に対して寄附がありましたので図書を購入することにいたしております。このほか、特別企画展に要する経費の減額を行っております。

(15)ページの6項・保健体育費、2目・体育施設費では、白岩体育館の整備工事をお願いいたしております

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

14款・国庫支出金、2項・国庫補助金では、市町村合併推進体制整備費補助金14,980千円をお願いいたしております。この14,980千円につきましては、当初予算で計上しております

総務費、総務管理費の過年度地籍数値情報化作業委託料13,965千円及び企画費の総合計画印刷製本費1,015千円に充当することにいたしております。

(5)ページをごらんください。

18款・繰入金、2項・基金繰入金ではT A I Z O + T A K E O展補助金の財源に充てるため、補助金と同額の6,000千円を観光振興基金から繰り入れるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第9号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）

補正予算書のページでいいますと(10)ページですね。これは福祉文教委員会で具体的には審議される内容でありますけれども、県の事業との関係があるかと思いましたので、市長出席の中で聞いておきたいというふうに思います。

これは、3月の当初予算を見ますと、夜間救急外来診療体制整備事業負担金として県の補助金2,411千円、これが保健衛生総務費の中で当初予算で組まれた内容ですね。これは3月の議案質疑の中で、県がこの事業に予算をつけないという話があったけれども、もう既に当初予算で組んでありましたので変更がきかなかつたんだろうと、そのことは福祉生活常任委員会でも論議した経緯があります。当初予算で市が組んで6月にこれを減額すると、県はどういう形で夜間救急外来診療体制整備事業に予算をつけたのか。当然経緯があるはずなんです。武雄市はもう当初予算でこれ組んでいるわけですよ。県も予算編成している時期でしょうけども、急に市町村に予算つけないよう言うてくると。事業を計画している側からすると一定の混乱といいますか、先が見えないようになっていくわけで、そういう県の当初予算と武雄市が当初予算も既に議案質疑に入っている中でその話聞いておりましたので、その経過を説明していただきたい。

もう一つ、県の事業として失敗したこの事業が、これは2年目かな、事業が具体化されたのは2年か3年ぐらいだと思うんですけども、その事業への影響はないのかということなど、まず答弁お願いしたいというふうに思います。

もう一つ、7款・商工費の1項ですけども6,000千円、T A I Z O + T A K E O展、これは事業としてはいいことだというふうに考えるんですけども、これは日本リアリズム写真集団という団体が全国的にあります。毎年東京で私展という全国公募のここでやっとなんですけども、日本リアリズム写真集団ですけども、そこで、そこに入っている人から話を聞きましたけれども、T A I Z O + T A K E O展やるのかという話聞きました、えらい情報が早いなということで、私も驚いた経緯があります。これは5月末の話ですけども、そこで、この6,000千円を商工費で充てていますよね。これは補助金ですから、その受け皿、

実行委員会を構成されるでしょうけれども、時期は大体市長のほうからも具体的に聞きました。これは予算としては図書館・歴史資料館のほうに予算を組んで、そこで実行委員会をつくってTAIZO展やるということなのか。これを商工費で組んでいるというのはそれなりの意味があると思うんですけども、受け皿、どういう団体でこれを受けていくのか、やっていくのか。そこは市長のほうから答弁をお願いできればと。これは商工費で組んでありますので、私の認識としては、これは文化費というんですか、図書館・歴史資料館のほうで組んであるのかなというふうに考えておりましたので、そこら辺もあわせて答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

それでは、御説明申し上げます。

県の補助を受けて、平成15年度から南部地区夜間救急外来診療体制整備事業を行ってきたところでございますけれども、診療体制が整ったとの判断により廃止されたわけでございます。予算につきましては、南部地区医療圏で医師会との廃止合意が当初予算までに間に合わなかったということで、そういうふうな措置になっているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

TAIZO+TAKEO展の関係でございますが、この補助金の受け皿については財団法人の武雄市観光協会を予定しております。一応観光協会のほうが受け入れをしまして、そこから実行委員会のほうで事業をやっていくということで考えております。

それから、予算の組み方で商工費の観光費のほうに上げておりますが、今回の展示会については一般質問でも答弁があったかと思いますが、TAIZO展については図書館のほうでやりますが、そのほかに、武雄市内の旅館とかホテル、いろんな観光施設がございますので、そこで一般の方の公募をした写真展をして、特にそこで武雄市に観光客を呼び込みたいということで、今回は観光をメインとして予算を組んだということでございます。

そういうことで、商工費の観光費のほうに予算を計上したところでございます。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

事業廃止による影響ということでございますけれども、一応この事業をしておりましたのは市民病院だけということで、なお継続しておりますので、廃止して影響はございません。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

答弁の早いところから聞いていきますけれども、市民病院で受けていたと。しかし、2,411千円が予算削られたんですよね。その分、市民病院としてはその分、いわば従来からの事業の撤退はない。結局県から来ていたものを出さなくなるわけですから、財政的にはマイナスが出てくるわけでしょう。事業その分、もしやめたというならわかりますけど、事業は継続している、市民病院のほうで受けていたという答弁ありましたからね。財政的にはその分県が従来2,411千円上げていたのをことしは上げませんよと、その旨影響があるんじゃないかと思うんですけれどもどうでしょうか。

もう1つ、T A I Z O展ですけれども、メーンは図書館・歴史資料館になってくるんですかね、メーンとしましてはね。もう1つ、6,000千円というのは観光基金、観光課で管理して給湯会計から基金積み立てていきますよね。その基金の積み立てというのは考えておられるのかですね。幫助する場合に、その全体の観光事業に寄与するという事業の目的からいきますとね、観光基金を取り崩してというのはないんでしょうか。その2点、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

それでは、お答えいたします。

確かに、負担金2,410千円という部分の減額についての予算上の減額についての影響はございます。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

今回、展示会の補助金の財源としては予算に上げておりますが、観光振興基金のほうから6,000千円同額を繰り入れするということで考えています。基金につきまして、武雄市観光振興基金条例ということで、これについては旧武雄市で平成14年度だったかと思いますが、武雄市が保養村の給湯の会計のほうから繰り入れをしまして、この基金に積んだ分が18年度末で約14,000千円ほどございます。今回初めてこの基金を取り崩して活用していくということで、処分につきましては、観光客の誘致等の観光振興を図るための事業の財源ということで、この条例の6条の第2項を適用して今回取り崩しをしたということで、今後については、また積み立てをしながら有効にこの基金の活用を図っていきたいというふうに考えています。

議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

5 番（大河内 智君）〔登壇〕

予算書の歳出の項です。(10)ページですけれども、6 款 1 項 3 目の農業振興費、例のレモングラスの栽培と商品化の件です。具体的には常任委員会でも議論させていただきますけれども、まず基本的なものとして、一般財源から1,547千円充てられています、一般財源からですね。その項の委託料として448千円計上されています。委託料として448千円ですので、その委託料である限り、委託の相手先との契約等が具体的にあるのか、ないのか。

2 つ目は、苗とか植えつけの田畑の借地をされているようですけれども、借地料が払われている状況が出ているのかどうか。

3 つ目には、委託者との関係で盗難とか被害等のトラブルがないとも限りませんが、そういう場合のトラブル防止等があるのかどうかですね。というのは、実は私けさ、中野地区をもう1回見てきました、もちろん川内もあります、本当道端なんですよ。ですから、そういう意味では大変関心のある方については、地元の方は管理もされているようですけれども、これだけ宣伝がされている中では、道端等においてはどういうふうな管理をされているのか、大変不安な要素も実は最近私は見てきたんですけれども、そういう意味で、その契約者の方、委託者の方との関係を一応3点について質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えをしたいと思います。

レモングラス関係の予算でございますが、今回苗の購入費、これについてはタイのほうに行きまして、そこから仕入れをするということで、今回その旅費の分と、それから苗代と、それから武雄のほうまで運んでくる航空便代とか、そういうのが入っております。

それから、御質問の管理の関係でございますが、今回管理をするために2カ所を予定しております。これについては今から相談をしていくわけですので、場所については今からということで考えています。その委託料です。委託料の中身については、賃金とそれから肥料、そこら辺を考えております。

それから、苗の管理の件でございますが、当然これがあちこちで評判になりますと、そこら辺の心配もございますので、そこら辺については、十分うちのほうで安全対策を講じていきたいということで、具体的にはまだ案がございませんが、そこは十分配慮をしてやっていきたいと考えています。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

レモンガラスの畑については、やっぱり管理上の問題がありますので、今後どこでやっているか等々については非公開にしたいというふうに思います。これ笑い事じゃなくて、やっぱり苗が盗まれたら元も子もありませんので、これは基本的に非公開にいたします。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

お尋ねします。

まず、第1番目に財産管理費のところでは本庁舎汚水処理設備改修工事設計業務委託料ということが、結局この内容、設計料ですけれども、これは庁舎が今単独浄化槽というて今はもう禁止されている施設を使っているということなんですけれども、その辺を下水道につなぐ計画なのかどうか、お聞きしたいと思います。

第2番目として、空家バンクの件です。地域振興費、空家バンク620千円ということになっておりますけれども、空家バンクのこの620千円というのが管理する軒数当たりの単価になっているのか、どのような委託料になっているか。その委託の料金のシステムについてお聞きしたいと思います。

第3点として、児童福祉総務費のつどいの広場、市役所の1階にできる親子で休めるというのですかね、集える部屋ということですがけれども、この722千円の、これは室内改造と思いますけれども、改造がどういうふうになるのかと。それで、私がちょっと1点気になるのが、一応あそこは組合事務局のときにはいつもドアをあけてあったから、あの鉄板のドアというのですかね、その辺が余り問題なかったかなと。今度はやっぱり子供さんが出て行ったりするから、ちょっとドアをずっとあけっ放しということにはならないので、その辺もドアといえば、100千円、200千円はするんじゃないかなということで、まずここでちょっと一言言って、その辺が解消をされたらなというふうに思っています。

次に、教育費です。教育費の学校教育総務費の中の臨時職員賃金が1,560千円出ておりますけれども、結構臨時では多いんじゃないかなと思うんですけれども、それがどういう事業をするための臨時職員さんの賃金なのか。

次、小学校の施設整備事業費の中の役務費の広告料と書いてあり、117千円組んでありますけれども、小学校で何か広告をすることがあるのかなということについてお聞きしたいと思います。

最後に、教育費の中の教育振興費で、九州大会等の選手派遣事業で1,000千円組んでありますけれども、九州大会等というのが、いつもチームが県内に4つぐらいしかなくても九州大会であれば、そのお金が利用できるのか。その辺の基準についてお聞きしたいと思います。

そして最後に、まとめて言いますけれども、7月から学童保育が有料化になるわけなんですよね。もう6月議会だから、多分7月の予算というのですかね、人数掛ける料金、減免率

もあると思いますけれども、その辺の予算が組まれていないんじゃないか、私の見間違いか  
もしれませんけれども、組まれていないんじゃないかなということがありまして、またその  
値上げのときに、山内町の学童保育の施設にはエアコンとかがついていると、そして整備さ  
れているところと武雄の御船ヶ丘みたいに何もついていないところとあるから、内容が違う  
のに料金が一緒なのはおかしいということで指摘しましたら、いや、エアコンもつけますよ  
ということでしたけれども、夏を前にエアコンの費用も、どこかのエアコンは組んであつた  
んですけれども、この学童保育のエアコンは組んでいないと、その辺についてお聞きしたい  
と思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、財産管理費の件でございますけれども、これは議員おっしゃいますように、現在施  
工が進められております公共下水道の公共ますまでの市役所の下水関係の管路の設計でござ  
います。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

空家バンクの件でございますけれども、事業の説明といたしましては、空き家の募集を武  
雄市が行いまして、登録のための空き家の調査から登録した後の空き家の情報や現地案内等、  
空家バンクの運用を委託するものでございます。

予算の内訳でございますけれども、家屋情報運営の業務の委託料として、この分につきま  
してはホームページ、それから現地の説明等ですけれども、その分につきまして409,500円、  
それと、空き家の調査を委託しまして、1戸当たり20千円ということで10戸予定をいたしま  
して210千円、計620千円というふうにしています。

議長（杉原豊喜君）

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、つどいの広場の改修工事費の中身でございますけれども、床の工事、それから壁の  
工事、それとドアですね、ドアの取りかえというのが主な工事の内容でございます。

それから、放課後児童クラブの今度7月から有料になりますけれども、その分の歳入予算  
でございますが、これは当初予算のほうで計上をさせていただいております。

それと、あとエアコンの件でございますが、現在のところエアコンの設置については今回

計上いたしておりません。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

まず、1点目の教育費の賃金ですが、これは今までの不登校対策の文科省の事業にかわりまして、新しく問題を抱える子供等の自立支援という形で、これは文科省からの委託事業でございます。19年度と20年にわたって調査研究というような形ですが、取り組みを開始いたします。それにかかわる賃金が1,560千円ということで、今回お願いしております。これにつきましては、訪問指導に当たっていただく方、それから、支援事務局の指導員、それから、カウンセラーを配置するというにいたしております。学校教育課のほうと、それからスクラムを活動拠点にして動いていただきます。この単価につきましては、文科省のほうで基準が決まっておりますので、それを適用いたしております。

それから、2点目の小学校に係る分で広告料でございますが、これは現在朝日小学校のグラウンドの用地取得を進めておりますが、それにかかわる分でございます、土地収用に基づく事業認定の申請を行う必要がありますので、その証紙代でございます。（319ページで訂正）

それから、九州大会等の選手派遣の補助金ですが、これにつきましては従来からあった補助要項でございます。これは、児童・生徒が全国あるいは九州地区における対外行事のほうに学校、あるいは市の代表という形で出場をする場合に、経費に対して助成を行うというものでございます。補助対象の事業は、国または地方公共団体が主催する九州大会以上の運動競技大会、あるいは文化的なコンクール、そういったものを対象にいたしております。その予算として今回1,000千円、これは組み替えということですが、お願いをいたしております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

(14)ページの公民館費の地域コミュニティ活性化事業費補助金900千円、これ説明で旧武雄の7町に山内、北方町が加わりまして9地区への掛け100千円ずつの900千円という説明が議会前ありましたが、中身についてお聞きしたいのが1点。

もう1つにつきまして意見ですけれども、1市2町が合併しまして、そういう意味では山内、北方の場合はこの予算のあり方から見ると何か吸収合併かと、本市的には1市2町の対等の合併じゃないかと私は認識しておるわけですけれども、いわゆる旧7町の旧武雄市のかつての7町、それに山内、北方町を加えて公民館活動をやると。これ一体100千円ずつ配付されて、どういうのに使われるのか。結局これは、これまで旧武雄市の公民館活動につきましては、聞くところによると、結局各世帯から負担金をいただいて公民館の活動に充てると。結



局今、山内町のほうでも駐在員会、区の行政としてそういう負担金を徴収せんば活動費も何もないという、本当に全く吸収合併の見本じゃないかという意見が出ております。そういう意味では、本来こういう目的、6月補正でこういう地域コミュニティ活性化事業費補助金ですけれども、何か100千円ずつ配ってそれで終わりかなと、そういう感情論と意見でございますけれども、それに対しての御説明を2点求めておきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

地域コミュニティの説明に入ります前に、先ほどの答弁でちょっと修正をさせていただきます。

収用法に基づく証紙代ということで御説明を申し上げましたけど、その分については需用費の中に入っております。広告料につきましてですが、それは新聞広告をする必要がございますので、その分の費用でございます。それが10何万円という額でございます。

それから、もとに戻りますが、地域コミュニティの活性化の補助金でございます。これにつきましては地域でいろんな活動をやっていただくわけですが、生涯学習とか、あるいは地域のコミュニティを単位としたいろんな学習活動、これをしていただくというようなことで、その費用として900千円をお願いいたしております。

これにつきましては、まず事業計画を立てていただいて、それでもって申請をしていただくわけですが、基本的な考え方としては町当たり100千円、その9町分ということで、今回900千円の予算枠をお願いいたしておりますが、配分につきましては公民館を中心に調整をしていただいて、配分していただくという考え方であります。（発言する者あり）

補助対象の経費といたしましては、地域についての学習研究活動とか、あるいは地域づくりのための振興計画の策定、あるいは地域づくりのためのいろんな活動事業、それを対象といたしております。今までの例から申し上げますと、例えば、通学合宿を、これ自治公民館で取り組んでいただいておりますけど、その事例がかなり多いようです。そのほか、地域活動の日の事業とか、いろんな事業を計画していただいております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいまの説明で事業内容を少し聞き漏らしたともありましたけれども、わかったような気もするわけでございますけれども、やはりそこには人口要件とございますか、どうしても先ほど23番議員おっしゃいましたように、人口比から考えてみても、人口割した場合、武雄は3、北方が1、山内が1と、これ何の事業にしても一緒だと思うんですけども、そういうところは十二分市長考えていただけないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

御指摘のように、人口をもってそれぞれ割り出して給付をするという方法も1つあるかと思いますが、旧武雄市の場合も同じようなことが言われておりまして、当時3万5,000人ぐらいの人口のときですね、武雄町が2万人近くおったわけですね。そして、若木町とか西川登町とか東川登町となれば、まだ少ない人口と。しかし、同じ公民館活動の中で町単位の公民館活動の中では同率にしようという形で今までやってきておりました。そのことは、今御指摘受けましたので、今後検討させていただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

登壇するまでもありませんが、北方といえども例えば、大崎、志久、橋下、3つに分かれておりますし、そういうとらえ方もできるわけですね。だから、武雄市はたまたまその前7町ですかね、一緒に合併しておりますので7つと。そういう機械的な割り方じゃなくて、今古賀副市長言われたごと、そこはちゃんとしていただかなければ、それじゃなくてもやっぱり疎外感があるわけですね。よくなったことに対しては当たり前と、悪くなったところは非常に合併のせいだと言われますから、何でも一緒ですけど、物事においてはいいときは自分がしたからと、悪いときはされたからというのがよくあることですから、その辺は十二分に気をつけていただきたいと思います。いいです。要望にしときます。

議長（杉原豊喜君）

答弁いいですか。

〔29番「要りません」〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたしたいと思います。分割付託区分は、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第6．第10号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第10号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算書の1ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,000千円追加し、歳入歳出をそれぞれ

れ6,156,551千円と定めるものでございます。

それでは、補正予算書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますけれども、(3)ページをお開きください。

3款・国庫支出金、2節・特別調整交付金で2,000千円を交付されるものでございます。

次に歳出でございますけれども、(4)ページをお願いいたします。

6款13節・委託料、ヘルスアップ事業委託料として事業費2,000千円をお願いいたしております。

それでは、この事業の概要について御説明申し上げます。

後期高齢者の医療制度改革に伴い、平成20年度より40歳から74歳までの被保険者、扶養者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健康診査及び特定保健指導が医療保険義務者に義務づけられるようになりました。義務づけられたことにより、平成19年度に実施方法や成果目標を定め、5年を1期とした特定健康診査等実施計画の策定が必要になったところでございます。今6月議会で補正をお願いしました事業は、ただいま申し上げました特定健康診査実施等計画の策定時のサンプリングとして実施するものでございます。その内容といたしましては、今年度の住民健診で得たデータを活用し、対象者を抽出、メタボリックシンドローム、脳卒中、糖尿病等の進行を阻止し、医療費の抑制を目指し、6カ月間継続した研修により、運動の実践、食生活の改善等を促し、生活習慣病、すなわち成人病を予防するものとなっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第10号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

(2)ページの保健事業費についてでございますけれども、さきの一般質問の中ですけれども、22番の一般質問の中で、保険証を受け取らなかったというか、送付できなかった方が244名ですかね、そういうふうにおられるという話を聞いたわけでございますけれども、本当にそういう大きな数字になのか。それとまたそういうことであれば、保険事業という形で今後その税収をどのように進められるか。

それとまたもう1つ、一番今大事なことは郵送でございますので受け取り拒否、こういう人たちが出てきた場合はどのような対処をされるか。当然、目的税でございますので、さきの議会で反対討論いたしましたように、目的税でございますし、とらなかった人はほかの保険者にかかりますので、ぜひともそこら辺についての心構え、あるいは事業方針についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

先ほどの244名についてでございますけれども、10名につきましては住所不明ということになっております。あと234名につきましては、この保険証は内容証明、配達証明はしておりますので、返ってきた分については職員が出向いて対処しておりますけれども、結局何も行って、行きっぱなしでなっているという方がほとんどということで未交付になっておるところでございます。（344ページで訂正）

そして、対策につきましてはやはり納税相談、それで職員による相談とか、説得というんですか、そういうふうなものに努力していきたいと思っておるところでございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

済みません、早口だったんで聞き損なったんですけれども、つまり244名の中で10名が行方不明者ということですか。

〔くらし部長「住所不定」〕

住所不定ですね。244人すべてじゃないわけですね。234名については配達証明で送ったがでしょう、ここら辺よくわからんとですよ。配達証明送ったら、当然届くわけでしょう。そして、返ってきたのが幾らと言われたですか、後でいいですけど、返ってきたのは幾らですね。つまり、その受け取り拒否と送ったのがどうなったのかですね。そこら辺ちゃんと精査していかなければ、当然これはまた国保税に返ってきますので、だから、そこちゃんとしていただかなければ大変なことになりますので、最初ですので、一番大事なところだと思いますので、もう少し詳しい説明をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

返ってきたのは今ちょっと数字が手元にありませんので、後ほど回答させていただきたいと思えます。

それから、先ほど申しましたように、職員の納税相談等によって滞納については努力していきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

なかなか行き違いかわかりませんが、まず一つ大事なことは、返ってきたというの

が何かですね。本当に受け取り拒否なのか、私はもう保険にかたらないと、確かに国保税はほかの保険より高うございますので、入りたくない人かなりいるわけですね。でくれない入りとうなかえというともおるわけですよ。そういう状況もありますし、給食費みたいになったら大変ですから、それ返ってきた理由と、それから納税相談等で頑張っていくということですが、まずその保険証を取るか、取らんかところですからね。納税相談はそのまた後のことですから、そのことをもう少し究明したいということでお聞きしているわけですが、これが今後大きな分かれ道になったら大変だと、よくスタート時点ですので、特にこの厳しいといいますかね、厳格な態度をとらなければ大変なことになるということでお伺いしていることでございますので、よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時
再	開	11時10分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部より答弁を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

未交付の244につきましては、先ほど申しましたように、10名が行方不明者ということになっております。ほかの234名につきましては、ほとんどの方が更新時に滞納ということで、納税相談をして保険証を交付するようになっておりますけれども、納税相談等の来庁をされない方が234名ということで未交付になっております。（344ページで訂正）

それから、受け取り等の拒否については、今のところ数字を把握していないところでございます。

〔22番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今の部長の答弁というのは、本会議の私の一般質問に対する答弁とは違うんですね。そこは整理をして、訂正するなりきちんとしとってほしいと。

それから、もう1つは時間がなかったんで後の答弁については文書で持ってきてくれるということでもらっていますけれども、ここはきちんとしませんが、配達記録で郵送しているため、配達証明で郵送したというわけでしょう。配達証明で中に保険証が入っているのかどうかですね。配達証明で送った内容というのは納税相談に来てくださいますとか、滞納整理を促す文書であるのか。保険証そのものは市役所に保管しといて納税相談に来なさいと、見えな

いから未交付になっておるとい意味の答弁されましたよね。本会議での答弁とはかなり中身が違ってしますので、そこは訂正するか何かしませんとね、整合性がありませんよ。

もう1つは、その234件の中身についてはあしたから福祉文教常任委員会が始まりますので、きちんとそういう改めて資料を出していただきたいというのを要請しておきます。

議長（杉原豊喜君）

ただいまの22番平野議員の議事進行につきましては、明日の福祉文教常任委員会の中でも詳細にわたって御報告できるよう担当部のほうには申し入れをしておきます。よろしいでしょうか。

〔22番「はい」〕

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

1項目しかなかったので、こういうふうの前に質問があると思いませんで、このヘルスアップ2,000千円のお金が国のほうから医療費を減らすために何か対策を考えなさいというて来たということで組んであるわけですけども、私も常々国保の医療費を減らすためにどうすればいいかなといろいろ考えていて、今回言われている検診に来られた方からサンプルをとって健康の調査をするみたいなことを言われたんですけども、私はもう常々思うのは健康診断に来ない国保加入者の健康状況を探るのが一番医療費を減らす方法になると思うわけなんですよね。さっき言われたら、何かメニューがもう国からしっかり言われているですかね。それとも、ここの自治体に選択肢があるなら、そういう診断に来ない人の対策も考えてもらえないかなと思いますけれども、その辺についてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

この事業につきましては、一応うちの健康課のほうで企画しておりまして、メタボリックシンドローム対策ということで事業を展開するようにしております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7．第11号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第11号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を1,314,387千円追加しまして、歳入歳出それぞれ15,448,588千円といたしております。

今回の補正でございますが、まず、4月12日から15日までの4日間開催しました開設57周年記念競輪の売り上げ増に伴う歳入歳出の補正でございます。

当初予算で85億円の予算に対しまして約10億円増の9,539,000千円の売り上げとなりましたので、この売り上げ増に伴う歳入と歳出の補正をお願いしております。

次に、宮崎県の門川町、ここは延岡市と、それから日向市の間にございますが、そこに建設中の場外車券売り場「サテライト門川」の開設にかかわる経費をお願いしております。このサテライト門川につきましては、設置会社は株式会社サテライト宮崎でございますが、本年の8月じゅうのオープンを目指してございまして、新サテライトの開設に伴う所要の経費をお願いしております。

それから、予算書の(3)ページの雑入の環境整備費収入70,000千円、それから、(4)ページの歳出のほうの負担金補助及び交付金の中の競輪事業協力金につきましては、特別競輪等の場外の発売にかかるサテライトの売り場の所在市町村に交付する事務を簡素、合理化するために、今回見直すための予算でございます。

そういうことで、今回の歳入歳出の差し引き額、記念競輪等の収益の残の65,365千円につきましては、今回予備費のほうに計上をしております。

それから次に、予算書の4ページの第2条 債務負担行為でございますが、これにつきましては、先ほど言いましたようにサテライト門川の開設に伴います平成24年度までの投票機器のリースの債務負担をお願いするところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第11号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第12号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第12号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）につきまして、補足説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正内容でございますけれども、収益的支出11,497千円、資本的支出9,386千円の増額補正をお願いしております。この補正内容につきましては、13ページからの補正予算説明書により説明させていただきます。

まず、13ページの収益的支出ですが、4月の人事異動による人件費の増額分を含め、第1款・水道事業費、第1項・営業費用、第1目・原水及び浄水費として2,982千円を計上しております。この内訳でございますけれども、浄水場の散布剤等の備消耗品費327千円と北方水道の水源であります八竜ため池の修繕工事費2,200千円をお願いしております。

第2目・配水及び給水費として、山内の漏水対策用具の袋ジョイントなど438千円を、第4目・総係費として2,330千円をお願いしております。

続きまして、14ページの資本的支出ですが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・原水及び浄水施設改良費として犬走浄水場における原水の取り入れ段階での浮遊物を除去するため、水質保全スクリーンの設置工事223千円を、第2目・配水施設改良費として山内の洗管作業を行う際の水抜き用の弁設置工事11カ所分9,163千円を計上しております。

なお、今回の補正によりまして、平成19年度武雄市水道事業予算実施計画書につきましては2ページに、また、平成19年度武雄市水道事業予算資金計画書につきましても4ページのとおり、平成19年度給与費明細書につきましても5ページから12ページのとおりに変更することになりました。

以上で補正予算を終わらせていただきますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第12号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

水道事業の中で人件費増というのをまず言われたわけなんですけれども、先ほど言われるように、建設委員会で話してということももちろんありますけれども、それがちょっと建設にかかわらない部分で、建設のところではいつも言っているんですけれども、この7ページを見てもらえればいいですけれども、水道課の行政職の平均年齢が50歳5カ月なんですよ。ということは、人件費の高い人が水道課のほうに送られてくるということになるわけなんですよ。だから……（発言する者あり）を派遣されているというんですかね、部のほうに配置されているというわけなんですけれども、もっとここまで人件費が高なくても水道会計はできるんじゃないかなと。だから、一般職の平均年齢が市報で見れば43歳ぐらいですかね、46歳ぐらいですかね。だから、その水道のほうもそういうふうな格好で平均ぐらいにはできないものかについてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長



伊藤水道部長〔登壇〕

平均年齢について、今宮本議員からの御質問でございますけれども、今回の機構改革に伴いまして、従来の水道事業としまして3係から2係になりました。また、閉開栓等の民間委託も含めまして、17名の職員が15名になりました。そういうことから、人事のほうにもお願いをしまして、ある程度ベテランの配置をお願いしたわけでありまして、その結果に伴いまして平均年齢が高くなったということでありまして、何らいろいろ意図があつてやったわけではございません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9．第13号議案 武雄市総合計画基本構想についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

武雄市総合計画基本構想について御説明を申し上げます。

まず、総合計画の位置づけでございますけれども、地方自治法第2条第4項で議会の議決を経て、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して市町村事務を行うというふうに定めてあります。昨年10月20日に武雄市総合計画を審議会に諮問するに当たりまして、市長のほうからユニバーサルデザインの精神を用いてだれもが快適に暮らせるまちになるような計画書であり、だれもがイメージできるような計画書であること、具体的には多くのイラストを用いて、だれでもが理解しやすい表現にしたい旨のお願いをされております。先般、武雄市総合計画審議会より答申を受けましたので、今回提案するところでございます。

それでは、基本構想につきまして補足説明をいたします。

まず、第1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、基本理念でございますけれども、今後10年間の市政のバックボーンとして、すべての施策にユニバーサルデザインの考え方を貫くということでございます。また、旧市町にはそれぞれ地域の特性があります。その特性を生かしながら、地域格差が生じないようにオール武雄で均衡ある発展を市民協働で取り組んでいくことといたしております。

2ページでございます。

まちづくりの方向を3つ掲げております。

市民一人一人が人間性豊かに生活できるまちとして「快適・ゆとりを実感できるまち」、市民と行政、市民同士が協働してまちづくりを進める「パートナーシップを育むまち」、地理的なポテンシャルなどを生かして大きく飛躍する「創造・かがやきあふれるまちづくり」

を目指しております。

4ページをお開きいただきます。

5つの基本方針を掲げております。

まず第1点、「やさしさと笑顔が溢れるやすらぎのまち」、医療・健康・福祉の分野での方向性でございます。優しさとは、高齢者や子育て世代の行政のあるべき姿勢を示しております。笑顔は、優しさの中で市民の心にゆとりが出て、自然と笑みが浮かぶ状態を示しております。

2番目に「緑とまち並みが織りなすうるおいのまち」、都市基盤、生活基盤の分野での方向性でございます。武雄市の緑豊かな自然を次世代に引き継ぐことと、それに対して人の営みによる環境と、そのあつれきを少なくするよう調和をとる、イメージを織りなすという言葉に託しております。

3番目に「人・資源・地の利が生みだすにぎわいのまち」、産業分野でございますけれども、地域の発展の礎は人でございます。人と交通条件などの地の利、天賦の資源を生かして産業の活性化を図っていくこととでございます。

4番目「歴史と文化と地域が育む心豊かなまち」、教育・文化の方向性でございますが、地域の歴史を学び、市民がつくる文化や地域住民と交わりの中で、豊かな心をはぐくまれるものと考えます。

5番目に「市民とともに創るパートナーシップのまち」を掲げております。

次に、9ページでございます。

9ページにつきましては、これまでの施策を推進するスタンスとして、連環による地域づくりを掲げております。

最後になりますけれども、人口の見通しでございます。

人口の推計の方法といたしまして、通常のコホート要因法で推計をいたしております。人口の減少傾向はそのまま続きまして、平成28年には4万9,200人になると推計をされております。しかしながら、今後企業誘致や定住促進に積極的に取り組むことにより、社会増を3,100人見込み、平成28年の人口を5万2,300人と設定いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第13号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は議員全員をもって構成する武雄市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議員全員をもって構成する武雄市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時27分
再	開	11時39分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

特別委員会正副委員長の互選の結果の報告を得ましたので、御報告を申し上げます。

武雄市総合計画基本構想審査特別委員会委員長に21番吉原議員、同副委員長に17番小池議員、以上のとおりでございます。

日程第10．第14号議案 東川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

第14号議案 東川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要でありますので、御承認をお願いするものでございます。

本契約は、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いまして、現在仮契約を締結しております。議案資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、平成19年5月9日付で特定建設工事共同企業体による入札参加資格申請書を公募する旨告示をしております。公募の内容につきましては、2の(1)のところでございます。構成員の資格要件として、平成19年5月16日現在において、すべての構成員は武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第3条の要件を備えた者であること。佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第3項の規定により、平成19年度、平成20年度における建築一式工事のAの決定を受けた者であること等の資格要件等を定めております。

構成員につきましては、2社による任意の組み合わせによるものでございます。

公募の期間ですが、平成19年5月9日から5月16日までとし、5企業体から申請書が提出されております。公募の結果につきましては、10ページに記載をいたしております。提出された申請書の資格審査を行いまして、5月22日、指名審査委員会を開催し、5共同企業体を入札参加者として選考いたしました。

入札結果につきましては11ページをごらんください。6月7日入札会を行いましたところ、

橋口・松尾建設共同企業体が消費税等の額を含め320,250千円で落札をされましたので、議案資料12ページに記載しておりますように、平成19年6月12日付で仮契約書を交わしております。

配置図等につきましては、議案資料の1ページに配置図、2ページから4ページに平面図、5ページから7ページに立面図を添付しております。校舎の構造ですが、鉄筋コンクリート2階建てで、1階部分には昇降口、職員室、校長室等を設けておりまして、昨年度大規模改造いたしました教室等と中央廊下でつなぐこととしております。2階部分につきましては、理科室、図書室、パソコン室、多目的教室を設けております。また、1階、2階につきましては、屋外の渡り廊下を設けております。延べ床面積につきましては8ページに記載をいたしておるとおりでございます。

仮契約書の内容でございますが、議案資料の12ページにつけておりますが、御説明申し上げます。

工事名は東川登小学校校舎・給食室改築工事、工事場所は武雄市東川登町大字永野5893番地となっております。

それから、工期ですが、着工は議決の日の翌日、完成は平成20年1月31日、請負金額は先ほど申しましたとおり320,250千円、これは税込みでございます。

それから、この工事につきましては発注者である武雄市長を甲、それから請負者である橋口・松尾建設共同企業体を乙として、平成19年6月12日仮契約を締結しております。なお、この仮契約書は市議会の議決を得たときは地方自治法第234条第5項に規定する契約書となることを双方合意することをうたっております。

以上、補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第14号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11．報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第1号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

この報告は、土地売買契約による代金の支払いの履行遅滞によって損害賠償が生じたので、その損害賠償の額について、4月20日付で専決処分させていただきましたので、その報告を行うものです。

内容としましては、市道石木線道路改良工事の用地買収におきまして、国土交通省の職員  
宿舍用地の一部について、国土交通省と平成19年3月19日に契約額1,910,577円で土地売買  
契約を締結しました。登記は3月27日に完了しました。その後、国土交通省から納付期限が  
4月17日という納入告知書が送付されてきましたが、納付期限の確認を怠ったために、納付  
期限から3日おくれの4月20日支払いとなっしまい、損害賠償として年利5%の3日分、  
785円の延滞金が発生したものでございます。今後、このようなことがないよう事務処理に  
は十分注意する所存でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第1号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第1号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思  
います。

日程第12．報告第2号 平成18年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第2号 平成18年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明  
を申し上げます。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成18年度予算において繰越明  
許費の議決をいただきました7つの事業の繰越状況について御報告するものでございます。

議案書10ページをごらんください。

ここに掲げております7つの事業について、それぞれ平成19年度に繰り越しております。

2款．総務費の佐賀県知事・県議会議員選挙費では、ポスター掲示場設置業務委託料  
4,649,925円を繰り越し、選挙執行後の本年4月に撤去を終え、事業を完了いたしてありま  
す。

4款．衛生費の生活排水処理基本計画策定事業では、武雄市下水道整備基本計画策定業務  
委託料3,990千円を繰り越し、本年10月に完了を予定いたしております。

6款．農林業費のため池災害防止事業では、山内町の原中地区工事費及び西川登町小田志  
這坂地区工事費3,437,500円を繰り越し、いずれも5月に工事を完了いたしてあります。

8款．土木費の市道川古武内線臨時交付金事業では、道路改良工事費及び県工事委託料  
17,000千円を繰り越しております。道路改良工事については本年6月下旬、県工事委託料に  
ついては本年8月下旬に事業の完了を予定しております。

同じく8款．土木費の市道白水唐原住宅線道路改良事業では、道路改良工事4,975千円を

繰り越し、本年6月下旬に完了を予定しております。

10款・教育費の朝日小学校グラウンド整備事業では179,188千円を繰り越しております。事業ごとの完了予定時期は、測量設計業務委託料については本年6月下旬、用地購入費については本年10月、グラウンド整備工事については来年3月にそれぞれ完了を予定しております。

11款・災害復旧費の農業用施設災害復旧費では、山内町の中島ため池工事4,289,500円を繰り越し、5月に事業を完了いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第2号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第2号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思っております。

日程第13・報告第3号 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第15・報告第5号 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまで、3件の報告を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

簡潔にひとつお願いします。

松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第3号 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第5号 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上3件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

まず最初に、報告第3号 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、繰越明許費の内容としましては、川内地区農業集落排水事業の処理場建設工事費でございますが、今年度発注予定の電気機械設備工事等、施工上競合する箇所がありましたので再掘削を避けること。もう一つ、18年度に施工しました盛り土部分の自然転圧を待って施工したほうが安定することから、年度内改良が見込めなくなりましたので繰り越したものでございます。

次に、報告第4号 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、繰越明許費の内容としましては、公共下水道の管渠布設工事費でございます。管渠布設工事費につきましては、昨年度から市街地部に入り、現在温泉通りを施工中でござ

いますが、着工までの間に埋設物の調査や工事手法の選定等に不測の日数を要したため、工事発注が今年1月末になったことから、年度内完了が見込めなくなりましたので工事費と事務費合わせまして、計39,250千円を繰り越したものでございます。

最後に、報告第5号 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、繰越明許費の内容としましては、土地区画整理事業の施工に伴います川端遊歩道工事関連の4件、中央公園整備工事関連の3件、そして、仮称でございますが、駅高架下の観光交流センター工事及び区画整理移転先としての法務局跡地造成工事、この計9件の工事費と事務費でございます。

繰り越しの理由でございますが、高架本体工事のおくれから、中央公園、あるいは川端遊歩道について年度内完了は見込めなくなりました。もう1つ、交流センターにつきましては、駅業務の施設見直しのおくれ、これはJRのほうの施設見直しでございます。それと、法務局跡地造成工事につきましては、移転予定者との協議のおくれ、これから年度内完了が見込めなくなったということでございます。それで、工事費と事務費合わせまして69,900千円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

3件の報告に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

報告第8号 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計の事故繰越しについて聞いておきたいことがあります。

当初予算化されたのが平成17年……（「8号で言いましたか」と呼ぶ者あり）報告第8号で言わんや。失礼しました。

議長（杉原豊喜君）

報告3号から今、報告第5号までです。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

3件の報告は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思っております。

日程第16．報告第6号 平成18年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

報告第6号 平成18年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、

補足説明を申し上げます。

内容でございますが、武雄競輪場外車券売り場サテライト武雄の機器・システムの移設工事でございます。現在、武雄温泉物産館内でございますサテライト武雄につきまして、近隣の物産館の第2駐車場敷地内に移設する予定でございますが、建築基準法に基づく用途区域の手続の関係で工事の着工がおくれましたために繰り越しをしております。

なお、5月15日に建築基準法の許可がおりまして、その後着工し、7月末の完成を予定しております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

報告第6号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第6号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思っております。

日程第17・報告第7号 平成18年度武雄市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第7号 平成18年度武雄市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。

事故繰り越しの内容としましては、4款1項5目・浄化槽整備事業費の生活排水処理基本計画策定業務委託料でございます。本業務につきましては、合併前の平成17年11月に発注した業務でございますが、平成18年度に繰り越して作業を進めておりましたが、合併後の新市の下水道計画を新たに作成することということになり、本業務と整合性を図る必要があることから、年度内完了が見込めなくなりましたので、委託料3,544,800円を再度繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

報告第7号に対する質疑を開始いたします。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

報告第7号についてですけれども、あと8号もございませうけれども、基本的に事故繰越し繰越し計算書の扱いについて、もう少し説明方を求めたいと思っております。

もちろん事故繰り越しの関係、今回地方自治法第150条第3項に基づいてとありますけれども、基本的には第146条が繰越明許予算の関係、第150条が予算の執行及び事故繰り越しの



件という条文がありますけれども、その中で今回第150条第3項、報告第8号と一緒にすけれども、第150条第3項によってということでもありますので、平成18年度の分ができなくて、次の平成19年度に2年目の繰り越しというふうに単純にそういうふうに解釈していいものか、もう少しその背景について御説明をお願いいたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

この委託業務は旧武雄市の事業計画をつくっておったわけですが、合併後の新市、山内、北方を含めた新市全体の事業計画をつくるということになりましたので、その分で整合性をとるために再度繰り越したものでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第7号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思っております。

日程第18．報告第8号 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第8号 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。

事故繰り越しの内容としましては、区画整理事業の施行に伴う南国ビルの建物移転補償費でございます。事故繰り越しの理由でございますが、本件の当初契約は平成17年12月9日に締結したものでございます。しかしながら、年度内完了が見込めないために、平成18年度に繰り越したものでございましたが、その後ビル所有者が亡くなられるという事故がありました。そして、その後の後継者決定が長期化したために、移転のための工事着工がおくれたことにより、年度内完了が見込めなくなりましたので、再度繰り越すということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第8号に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほどは大変失礼しました。報告第8号に対して、二、三お伺いをしていきたいと思いま

す。

部長が説明しましたように、17年12月9日に契約をして、そして、移転補償費約420,000千円近く、契約内容ですね。その70%は契約当時ですから17年12月9日、現金かき集めて支払ったと、70%についてはですね。この契約の中身というのは18年3月31日をもって更地にすると、現在の建っているビルをですね、これが契約の中身だったと思います。31日までに更地にならないと強制執行できるという項目まで契約内容には書いてあります。これが3月31日までには移転不可能と、これが繰越明許になった段階で、この段階で18年3月といいますと、もう議会なかったですよ。2月に質疑したときに、それは職務代理者が印鑑を押せばそれは済むことだということで今度に至っているわけです。その間、社長がなくなったという不幸なことが起こっておりますけれども、契約内容が3回変わっていますね。今年の繰越明許が31日までには執行できない。その後、第3回目の契約内容、これはいつ、いわばその一番最初の契約の中には今年の3月31日に更地になっていなければ、市長は強制執行で更地にすることができると、もちろん契約内容の変更も可能でしょうけれども、そうした場合に、一番新しい契約内容というのは期日をどう設定されているのか、そして、その期日が設定されて、その竣工を確認した段階で残りの3割、これが125,000千円ですね。この支払いは契約の最終日でしょうけれども、その日時を示していただきたい。

もう一つは、2回、3回これが繰り越されてきているわけですが、単に社長が死亡したからということで年々、もう17年12月9日ですから、1年半以上たっているわけですね。単に、この死亡事故だけを原因にしていいのかどうか答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

この契約は18年度いっぱいどうしてもできないということで、18年度末の19年3月31日に変更契約をして、それで、これ事故繰り越しということで国からの指導がありまして、19年4月1日に変更の契約を結んでおります。

それで、移転完了の期限は8月いっぱいということでございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

報告第8号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

あと報告3件が残っております。午後の審議については2時からという制約もありますので、審議を続けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

審議を続行いたします。

日程第19．報告第9号 平成18年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第9号 平成18年度武雄市土地開発公社事業報告について、御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。この事業報告及び決算につきまして、去る5月25日の土地開発公社理事会において承認を受けたものでございます。

それでは、1ページの平成18年度事業報告から御説明申し上げます。

初めに、1の土地の取得及び工事についてでございます。

公共事業用地、公共事業代替用地ともに取得はございません。工事費では1,039,500円となっております。内容につきましては備考をごらんください。

続きまして、2の土地の処分・附帯等事業についてでございます。

公有地処分事業では、武雄郵便局跡地など5件でございまして、売り渡し面積2,416.78平米、売り渡し金額が170,087,386円となっております。附帯等事業収益といたしましては、清本鉄工所跡地駐車場収入など20,887,435円となっております。

次に、2ページの理事会開催状況、事務局の構成、庶務に関する事項、3ページの役員名簿でございますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページの決算報告について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございます。収入の部では第1款・事業収益と第2款・事業外収益合わせて、決算額で191,081,240円となっております。支出の部では、第1款・事業原価、第2款・一般管理費、第3款・事業外費用、第4款・予備費合わせて186,978,646円となっております。収益的収入支出の差し引き額が4,102,594円となり、平成18年度は経常利益となっております。

続きまして、5ページの資本的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款・資本的収入で決算額が1,877,112千円、支出の部では2,069,057,062円となっております。

次に7ページから9ページは決算報告の明細となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、10ページの損益計算書について御説明申し上げます。

初めに、事業収益でございます。公有地取得事業収益と附帯等事業収益を合わせまして190,974,821円となっております。

次に、事業原価が公有地取得事業原価と附帯等事業原価と合わせまして186,872,453円となっており、差し引き事業利益は4,102,368円となっております。

次に、一般管理費が106,193円で、これを差し引いた事業総利益は3,996,175円となっています。

続きまして、事業外収益が106,419円でございますので、これを加えますと、経常利益は4,102,594円になります。当期純利益も同額でございます。

財産目録については説明を省略させていただきます。

続きまして、11ページの貸借対照表につきまして御説明申し上げます。

資産の部では、流動資産の合計1,904,766,989円、固定資産の合計3,564,092円、資産合計で1,908,331,081円となっています。

次に、負債の部では流動負債の合計1,878,994,052円となっております。

資本の部では資本金3,000千円、準備金は前期繰越金22,234,435円に当期純利益の加算により26,337,029円となりまして、資本合計で29,337,029円、負債・資本合計では1,908,331,081円となっています。

12ページ以降の公有用地明細表及び各明細表等については説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第9号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第9号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思っております。

日程第20．報告第10号 平成18年度財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

報告第10号 平成18年度財団法人武雄市体育協会事業報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

この報告並びに決算につきましては、去る5月15日の体協理事会において承認を受けたものでございます。報告書の1ページと2ページの事業概要、それから、3ページの事業報告から御説明を申し上げます。

平成18年度の重点目標として競技力向上と種目競技団体の充実、生涯スポーツの振興、体育協会組織の充実の3点を掲げまして、主な事業として市民体育大会、各町対抗の駅伝大会、グラウンドゴルフ大会の開催、県体や県内一周駅伝大会への参加と選手強化に取り組まれております。

結果ですが、県民体育大会ではそれぞれの種目で健闘され、総合成績で4位に入賞された

ところでございます。また、県内一周駅伝大会では、選手の皆さんが一丸となって活躍をされ、昨年の5位から順位を1つ上げ4位に入るという好成績を上げられております。また、優秀選手賞や区間賞をとるなど、さまざまな賞をとられております。

また、自主事業として、武雄グラウンドゴルフ大会とか市内ミニバレーボール大会等のイベントを開催されております。

4ページと5ページの収支決算書でございます。収入の部でございますが、市の補助金、管理運営委託料ほかで収入済額34,513,790円、支出は管理費、事業費等で支出済額32,274,878円となっております。収支差引2,238,912円は、平成19年度へ繰り越されております。

6ページの貸借対照表、7ページの正味財産増減計算書、8ページの経常費用計算書、それから、9ページの財産目録につきましては、それぞれ詳細を記載しておりますので、説明を省略させていただきます。10ページは監査報告でございます。

以上、簡単でございますが、事業報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

報告第10号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第10号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思っております。

日程第21．報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第11号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

この件につきましては、市道の維持管理上の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額について、平成19年6月12日に専決処分したものでございます。

事故の内容でございますが、平成19年3月20日、火曜日午前8時半ごろ、武雄市若木町大字川古の市道若木工業団地1号線において、唐津市相知町中山3666の19、川内繁樹様が県道伊万里多久線から東に向かって走行中、市道に落ちていた直径約1センチ、長さ約20センチの金属の棒が乗用車の左側後輪に刺さり、タイヤ及びサスペンションを損傷したものでございます。事故当時は朝の通勤時間帯であり、道路の見通しはいいものの道路上に落ちている金属の棒を走行中に目視することはなかなか困難であると思われることから、過失割合を50%として損害賠償額は車の修理費にかかる経費53,592円の50%、26,796円でございます。なお、この賠償額につきましては、全国市町村会総合賠償保険から全額補てんされるもので

ございます。

市道の維持管理につきましては、今年2月から毎年実施している道路補修に加え、月2回のパトロールを実施しながら危険箇所等の早期発見に努めているところでありますが、今後にもさらに維持管理の充実に努めたいと考えております。

以上、御報告いたします。よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第11号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第11号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思っております。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 12時16分